

街の不動産トラブルを解決する

調停人候補者紹介



ADR（裁判外紛争解決）という概念には、裁判以外の紛争解決手段が広く含まれます。（一社）日本不動産仲裁機構寄せられる様々な相談のうち、制度上の正規の和解手続きに至るものほど一部ではありますが、ADR制度を背景にお客様の相談に向き合う調停人の日々の活動はそれ自体が広い意味でのADRと呼ぶことができるでしょう。ここでは、そのような街の調停人候補者の方々の声を紹介します。

訴訟や裁判所での調停の場で証する必要がなく、極端に言合は、本人以外は原則弁護士（例えば「理不尽」「納得がいかない」といった主観的理由で資格が必要となりますので（少額訴訟で司法書士が一部関わりますが）容易に関わることができますが、ADRであれば宅地建物取引士、競売不動産取扱主任者等の基礎資格があれば調停人資格を取得できる)ことを知り、調停人候補者となりました。

まず、ADRについて、私の所感をお話させていただきたいです。ADRのメリットとしては、トラブルを抱えた当事者が弁護士のような高度な法律知識がなくとも自力で利用激しい苦情の場合でも、第三者（調停人）に安価で介在し

訴訟や裁判所での調停の場で証する必要がなく、極端に言合は、本人以外は原則弁護士（例えば「理不尽」「納得がいかない」といった主観的理由で資格が必要となりますので（少額訴訟で司法書士が一部関わりますが）容易に関わることができますが、ADRであれば宅地建物取引士、競売不動産取扱主任者等の基礎資格があれば調停人資格を取得できる)ことを知り、調停人候補者となりました。

まず、ADRについて、私の所感をお話させていただきたいです。ADRのメリットとしては、トラブルを抱えた当事者が弁護士のような高度な法律知識がなくとも自力で利用激しい苦情の場合でも、第三者（調停人）に安価で介在し

てもらえるのが、高額な弁護士（顧問）料を必要としないで、和解を目指せるというメリットがあります。

次に、調停人資格について、私の所感をお話させていただきます。実際に調停人として関わる以外の場での調停人資格は、弁護士のように一般的な法律事務は行えませんので、宅地建物取引士と

ADR（裁判外紛争解決手続）の紹介

裁判外紛争解決手続（以下「ADR」）とは、裁判所外で争議を解決する手続です。ADRには、調停、仲介、審査、裁定などがあります。

国民生活センター紹介

国民生活センターは、裁判外紛争解決手続に関する情報提供や相談支援を行っている機関です。裁判外紛争解決手続に関する情報や相談支援を行っている機関です。

国民生活センターのHP。同センターでもADRを紹介している

【調停人候補者】

長ヶ原慎一氏（福岡県）

保有資格：宅地建物取引士、競売不動産取扱主任者、行政書士（未登録）、2級ファイナンシャル・プランニング技能士、AFP

まず、ADRについて、私の所感をお話させていただきたいです。ADRのメリットとしては、トラブルを抱えた当事者が弁護士のような高度な法律知識がなくとも自力で利用激しい苦情の場合でも、第三者（調停人）に安価で介在しきる)ことを知り、調停人候補者となりました。

まず、ADRについて、私の所感をお話させていただきたいです。ADRのメリットとしては、トラブルを抱えた当事者が弁護士のような高度な法律知識がなくとも自力で利用激しい苦情の場合でも、第三者（調停人）に安価で介在しきる)ことを知り、調停人候補者となりました。

まず、ADRについて、私の所感をお話させていただきたいです。ADRのメリットとしては、トラブルを抱えた当事者が弁護士のような高度な法律知識がなくとも自力で利用激しい苦情の場合でも、第三者（調停人）に安価で介在しきる)ことを知り、調停人候補者となりました。

加えて、やはり業務に関しては、ごとのあるお客様に対してトラブル相談を受け付けるという立場になるでしょう。しかし、いつでも調停人として、実際のADRにも立ち会えるよう、模擬調停などを経験しながら、調停人としての采配を知つておくことが大切だと思います。

加えて、やはり業務に関しては、ごとのあるお客様に対してトラブル相談を受け付けるという立場になるでしょう。しかし、いつでも調停人として、実際のADRにも立ち会えるよう、模擬調停などを経験しながら、調停人としての采配を知つておくことが大切だと思います。

加えて、やはり業務に関しては、ごとのあるお客様に対してトラブル相談を受け付けるという立場になるでしょう。しかし、いつでも調停人として、実際のADRにも立ち会えるよう、模擬調停などを経験しながら、調停人としての采配を知つておくことが大切だと思います。